Ⅲ 設例による 税額の計算及び申告書の記載例

提出する書類

■ たばこ税の手持品課税納税申告書
（注）出張販売先、自動販売機等が複数あり、申告書に記載できない場合は、適宜の様式に記載し申告書と併せて提出してください。

申告の流れ

Step１ 申告義務の判定

■ 製造たばこの所持数量（本数）の算定

Step２ 納付すべき税額の計算

■ 税額計算
税率は1,000本当たり500円（１本当たり0.5円）です。

Step３ 申告と納付

■ 申告書を提出
- e－Taxで申告
- 郵便又は信書便により提出
- 所轄の税務署の受付に提出

■ 納付

※ 令和９年９月30日(木)までに納付が必要です。
※ 納付手続は、窓口に赴く必要がない「キャッシュレス納付」が便利です。

設例１　出張販売先がある場合

たばこ事業法第26条第１項の許可を受けた出張販売先がある場合の申告書の作成方法を説明します。

【千代田区の営業所】		【港区に設置している自動販売機】（許可を受けた出張販売先）	
紙巻たばこ	10,000本	紙巻たばこ	7,000本
パイプたばこ	300ｇ		
刻みたばこ	200ｇ		
上記のほかに次のような紙巻たばこがある			
① 運送（荷受）途中の紙巻たばこ	1,000本		
② 倉庫業者に預けている紙巻たばこ	1,400本		
③ 顧客から預かっている紙巻たばこで代金決済が未了のもの	500本		
④ 顧客から預かっている紙巻たばこで代金決済が完了したもの	500本		

申　告　義　務　の　判　定

Step１　紙巻たばこの所持数量

「千代田区の営業所」で所持する紙巻たばこの数量（本数）と「港区に設置している自動販売機（許可を受けた出張販売先）」で所持する紙巻たばこの数量（本数）を合計します。

《紙巻たばこの所持数量合計》
19,900本　（12,900本＋7,000本）

- 千代田区の営業所：　10,000本＋1,000本＋1,400本＋500本　＝　12,900本
- 港区に設置している自動販売機（許可を受けた出張販売先）：　7,000本

《手持品課税の対象》
①令和９年４月１日午前０時現在、運送（荷受）途中のもの（1,000本）
②令和９年４月１日午前０時現在、倉庫業者に預けているもの（1,400本）
③令和９年４月１日午前０時前に顧客に販売し顧客から預かっているもので、代金決済が未了のもの（500本）
（注）④顧客から預かっている紙巻たばこで代金決済が完了したもの（500本）は、手持品課税の対象外となります。

Step２　パイプたばこの所持数量

「千代田区の営業所」で所持するパイプたばこについて、重量から本数に換算します。

《パイプたばこの所持数量合計》
300ｇ　×　１（１ｇを１本として換算）　＝　**300本**

Step３　刻みたばこの所持数量

「千代田区の営業所」で所持する刻みたばこについて、重量から本数に換算します。

《刻みたばこの所持数量合計》
200ｇ　×　0.5（２ｇを１本として換算）　＝　**100本**

申告義務の判定

Step１～３の合計数量（本数）で申告義務を判定します。

(1)	紙巻たばこ	１９，９００本
(2)	パイプたばこ	３００本
(3)	刻みたばこ	１００本
合　計		２０，３００本

20,300本　≧　20,000本　⇒　申告義務あり

納　付　す　べ　き　税　額　の　計　算

設例の場合、税額の基礎となる数量（所持数量）は、千代田区の営業所の分に港区の自動販売機（許可を受けた出張販売先）の分も含めますので、次のようになります。

営業所（店舗）の所在地	製造たばこの区分	所持数量	１本当たりの税率	税額	摘要
千代田区霞が関	紙巻たばこ	19,900本	0.5	9,950円	１円未満切捨て
	パイプたばこ	300本		150円	
	刻みたばこ	100本		50円	
	合計			10,150円	
	納付すべき税額			10,100円	100円未満切捨て

申告書の作成

申　告　書　の　作　成

Step１　申告者等の記載

✓ **「申告者の種別」欄**
次の場合に応じて「小売業」又は「卸売業」に✓を記入。

小売販売業者の場合	小売業に「✓」
小売販売業者以外の場合	卸売業に「✓」

《 たばこ税の手持品課税納税申告書（抜粋）》

申　告　者　の　種　別	小売業 □ ・ 卸売業 □

✓ **「営業所又は貯蔵場所」の「所在地」及び「名称」欄**

小売販売業者の場合	たばこ事業法第22条の規定により財務大臣の許可を受けている営業所の所在地及び名称を記入
小売販売業者以外の場合	貯蔵場所の所在地と名称を記入

営業所又は貯蔵場所			
	郵便番号	F39	—
	所在地	F40	
	名称	F38	
	店舗名		

ポイント
コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ドラッグストア等の場合には、店舗名も併せて記入してください。

Step２　所持数量の計算

✓ **「所持重量」①～④欄**
令和９年４月１日午前０時現在に所持する販売用のパイプたばこ、刻みたばこ、かみ用たばこ、かぎ用たばこの重量を区分ごとにｇ単位で記入。
（注）１ｇ未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てた重量を記入します。

製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量
紙巻たばこ		⑤　本
葉巻たばこ		⑥　本
パイプたばこ	①　g　300	⑦(①×１)　本
刻みたばこ	②　g　200	⑧(②×0.5)　本
加熱式たばこ		⑨　本
かみ用の製造たばこ	③　g	⑩(③×0.5)　本
かぎ用の製造たばこ	④　g	⑪(④×0.5)　本

✓ **「所持する製造たばこの数量」⑤～⑪欄**
⑤欄　紙巻たばこの数量（本数）を記入。
⑥欄　葉巻たばこについて、換算した数量（本数）を記入。
⑦欄　「①」欄に記入した重量に「１」を乗じて計算した数量（本数）を記入。
⑧欄　「②」欄に記入した重量に「0.5」を乗じて計算した数量（本数）を記入。
⑨欄　加熱式たばこについて、換算した数量（本数）を記入。
⑩欄　「③」欄に記入した重量に「0.5」を乗じて計算した数量（本数）を記入。
⑪欄　「④」欄に記入した重量に「0.5」を乗じて計算した数量（本数）を記入。

（注）「⑧、⑩、⑪」欄について、計算した数量（本数）に小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下を切り捨てた数量（本数）を記入します。

ポイント
箱数又はカートン数ではありませんので、特にご注意ください。

製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量
紙巻たばこ		⑤　本　19,900
葉巻たばこ		⑥　本
パイプたばこ	①　g　300	⑦(①×１)　本　300
刻みたばこ	②　g　200	⑧(②×0.5)　本　100
加熱式たばこ		⑨　本
かみ用の製造たばこ	③　g	⑩(③×0.5)　本
かぎ用の製造たばこ	④　g	⑪(④×0.5)　本

申　告　書　の　作　成

✓ **「所持する製造たばこの数量の合計」⑫欄**

「⑤～⑪」欄に記入した本数の合計本数を記入。

製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量
紙巻たばこ		⑤ 本 19,900
葉巻たばこ		⑥ 本
パイプたばこ	① g 300	⑦(①×１) 本 300
刻みたばこ	② g 200	⑧(②×0.5) 本 100
加熱式たばこ		⑨ 本
かみ用の製造たばこ	③ g	⑩(③×0.5) 本
かぎ用の製造たばこ	④ g	⑪(④×0.5) 本
所持する製造たばこの数量の合計		⑫(⑤～⑪の合計) 本 20,300

Step３　税額の計算

✓ **「この申告書による税額」⑬～⑲欄**

「⑤～⑪」欄に記入した数量に「１本当たりの税率」欄の税率「0.5」を乗じて計算した金額を記入。

ポイント　１円未満の端数が生じた場合には、端数を切り捨てた額を記入します。

所持する製造たばこの数量	１本当たりの税率	この申告書による税額（１円未満の端数切捨て）
⑤ 本 19,900	0.5	⑬(⑤×0.5) 円 9,950
⑥ 本		⑭(⑥×0.5) 円
⑦(①×１) 本 300		⑮(⑦×0.5) 円 150
⑧(②×0.5) 本 100		⑯(⑧×0.5) 円 50
⑨ 本		⑰(⑨×0.5) 円
⑩(③×0.5) 本		⑱(⑩×0.5) 円
⑪(④×0.5) 本		⑲(⑪×0.5) 円
⑫(⑤～⑪の合計) 本 20,300	納付すべき税額（100円未満の端数切捨て）	⑳(⑬～⑲の合計) 円 101 00

✓ **「納付すべき税額」⑳欄**

「⑬～⑲」欄に記入した金額の合計額を記入。

ポイント　100円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた額を記入します。

Step４　出張販売先等の記載

✓ **「出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称」**

- たばこ事業法第26条による出張販売許可を受けている出張販売先（旅館、ホテル又は飲食店等）において、対面販売又は自動販売機により製造たばこを販売している場合などに、その所在地と名称を記入します。
 （注）これらの場所が３か所以上あるため記入しきれない場合には、適宜の用紙に記載し、申告書に添付して提出してください。
- なお、自動販売機の設置場所等について、たばこ事業法第22条の規定による製造たばこの小売販売業の許可を受けている場合は、別途申告書を作成する必要があります。

	所在地	名称
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	（〒 ●●● － ●●●● ）（電話番号 ●●● － ●●●● － ●●●● ） 東京都港区●●１－２－３	●●●自動販売機
	（〒 － ）（電話番号 － － ）	

修正申告の場合の留意点

修正申告の場合には、次の点に留意してください。
①～⑫欄：修正後の正しい重量及び数量（本数）を、それぞれ記入。
⑬～⑳欄：修正後の正しい税額を、それぞれ記入。
㉑欄：修正申告前に提出した申告書の「⑳」欄に記入した金額を記入。
㉒欄：次のとおり計算し記入。
「㉒欄」　＝　「⑳」欄　－　「㉑」欄　（100円未満切捨て）

申　告　書　記　載　例

様式ID　NTA1VI X083010010

たばこ税の手持品課税納税申告書

令和 9 年 4 月 ● 日

提出先	F01	麹町	税務署長			
申告者 個人番号又は法人番号	F02	●●●●●●●●●●●●●		申告者の種別	小売業 ☑ ・ 卸売業 ☐	
申告者 郵便番号	F05	●●● ― ●●●●	電話番号	F07	●●● ― ●●●● ― ●●●●	
申告者 住所	F06	東京都千代田区霞が関３－●－●				
申告者 フリガナ	F03	カブシキガイシャ　コクゼイショウジ		フリガナ	●● ●●	
申告者 氏名又は名称	F04	株式会社　国税商事		代表者氏名	●● ●●	
申告者 事務代理人				「事務代理人」欄は、事務代理人が申告書を提出する場合に記載し、別途「申告・申請等事務代理人届出書」を提出しておく必要があります。		
貯蔵場所又は営業所 郵便番号	F39	●●● ― ●●●●	電話番号	F41	●●● ― ●●●● ― ●●●●	
貯蔵場所又は営業所 所在地	F40	東京都千代田区霞が関１－●－●				
貯蔵場所又は営業所 名称	F38	株式会社　国税商事　霞が関１丁目店				
貯蔵場所又は営業所 店舗名						

次のとおり、令和 9 年 4 月 1 日現在における、たばこ税の手持品課税納税申告書
（ ☐ 期限後申告書 ・ ☐ 修正申告書 ）を提出します。

製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	1本当たりの税率	この申告書による税額（1円未満の端数切捨て）
紙巻たばこ		⑤ 19,900 本	0.5	⑬(⑤×0.5) 9,950 円
葉巻たばこ		⑥ 本		⑭(⑥×0.5) 円
パイプたばこ	① 300 g	⑦(①×1) 300 本		⑮(⑦×0.5) 150 円
刻みたばこ	② 200 g	⑧(②×0.5) 100 本		⑯(⑧×0.5) 50 円
加熱式たばこ		⑨ 本		⑰(⑨×0.5) 円
かみ用の製造たばこ	③ g	⑩(③×0.5) 本		⑱(⑩×0.5) 円
かぎ用の製造たばこ	④ g	⑪(④×0.5) 本		⑲(⑪×0.5) 円
所持する製造たばこの数量の合計		⑫(⑤～⑪の合計) 20,300 本	納付すべき税額（100円未満の端数切捨て）	⑳(⑬～⑲の合計) 101 00 円
この申告書が修正申告である場合		修正申告前の確定額		㉑ 00 円
		差引納付すべき税額（100円未満の端数切捨て）		㉒(⑳－㉑) 00 円

税理士法第30条の書面提出	☐	税理士署名	電話番号
税理士法第33条の2の書面提出	☐		― ―

	所在地	名称
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	（〒 ●●● ― ●●●● ）（電話番号 ●●● ― ●●●● ― ●●●● ） 東京都港区●●１－２－３	●●●自動販売機
	（〒 ― ）（電話番号 ― ― ）	

（注）　出張販売先、自動販売機等の貯蔵場所が複数あり、この用紙に記載できない場合には、適宜の様式に記載し、この用紙と併せて提出してください。

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	(西暦)年	月	日	備考	
	番号確認		身元確認			個人番号カード・通知カード・運転免許証 その他（ ）	

設例２　営業所（店舗）が複数ある場合

営業所（店舗）が複数ある場合の申告書の作成方法を説明します。

【千代田店】		【さいたま店】	
紙巻たばこ	10,000本	紙巻たばこ	4,500本
加熱式たばこ（換算後）	6,000本		

申　告　義　務　の　判　定

申告義務を判定するに当たり、製造たばこの所持数量を算定します。
複数の営業所又は貯蔵場所があり、それぞれの営業所又は貯蔵場所で製造たばこを所持する場合には、その所持数量を全て合計し、その合計数量が２万本以上となるかどうかにより申告義務を判定します。

申告義務の判定

【千代田店】で所持する紙巻たばこ及び加熱式たばこの数量（本数）と【さいたま店】で所持する紙巻たばこの数量（本数）を合計します。

【千代田店】	紙巻たばこ	10,000本
【千代田店】	加熱式たばこ	6,000本
【さいたま店】	紙巻たばこ	4,500本
合　計		20,500本

20,500本　≧　20,000本　⇒　申告義務あり

納　付　す　べ　き　税　額　の　計　算

申告書は、営業所（店舗）ごとに提出する必要がありますので、【千代田店】と【さいたま店】に区分して税額の計算を行います。

【千代田店】

営業所(店舗)の所在地	製造たばこの区分	所持数量	１本当たりの税率	税額	摘要
東京都千代田区	紙巻たばこ	10,000本	0.5	5,000円	１円未満切捨て
	加熱式たばこ	6,000本	0.5	3,000円	
	合計			8,000円	
	納付すべき税額			8,000円	100円未満切捨て

【さいたま店】

営業所(店舗)の所在地	製造たばこの区分	所持数量	１本当たりの税率	税額	摘要
埼玉県さいたま市	紙巻たばこ	4,500本	0.5	2,250円	１円未満切捨て
	合計			2,250円	
	納付すべき税額			2,200円	100円未満切捨て

申告書へ

設例２　営業所（店舗）が複数ある場合（続き）

申　告　書　記　載　例

【千代田店】

様式ID　NTA1VI X083010010

★

たばこ税の手持品課税納税申告書

令和 9 年 4 月 ● 日

提出先	F01	麹町	税務署長			
申告者	個人番号又は法人番号	F02	●●●●●●●●●●●●●	申告者の種別	小売業 ☑ ・ 卸売業 ☐	
	郵便番号	F05	●●● — ●●●●	電話番号	F07	●●● — ●●●● — ●●●●
	住所	F06	東京都千代田区霞が関３－●－●			
	フリガナ	F03	カブシキガイシャ　カスミガセキショウテン	フリガナ		●● ●●
	氏名又は名称	F04	株式会社　霞が関商店	代表者氏名		●● ●●
	事務代理人			「事務代理人」欄は、事務代理人が申告書を提出する場合に記載し、別途「申告・申請等事務代理人届出書」を提出しておく必要があります。		
貯蔵場所又は営業所	郵便番号	F39	●●● — ●●●●	電話番号	F41	●●● — ●●●● — ●●●●
	所在地	F40	東京都千代田区霞が関１－●－●			
	名称	F38	株式会社　霞が関商店　千代田店			
	店舗名		●●ストア　千代田店			

次のとおり、令和 9 年 4 月 1 日現在における、たばこ税の手持品課税納税申告書
（ ☐ 期限後申告書・☐ 修正申告書）を提出します。

製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	1本当たりの税率	この申告書による税額（1円未満の端数切捨て）
紙巻たばこ		⑤ 10,000 本	0.5	⑬(⑤×0.5) 5,000 円
葉巻たばこ		⑥ 本		⑭(⑥×0.5) 円
パイプたばこ	① g	⑦(①×1) 本		⑮(⑦×0.5) 円
刻みたばこ	② g	⑧(②×0.5) 本		⑯(⑧×0.5) 円
加熱式たばこ		⑨ 6,000 本		⑰(⑨×0.5) 3,000 円
かみ用の製造たばこ	③ g	⑩(③×0.5) 本		⑱(⑩×0.5) 円
かぎ用の製造たばこ	④ g	⑪(④×0.5) 本		⑲(⑪×0.5) 円
所持する製造たばこの数量の合計		⑫(⑤～⑪の合計) 16,000 本	納付すべき税額（100円未満の端数切捨て）	⑳(⑬～⑲の合計) 80 00 円
この申告書が修正申告である場合		修正申告前の確定額		㉑ 00 円
		差引納付すべき税額（100円未満の端数切捨て）		㉒(⑳－㉑) 00 円

税理士法第30条の書面提出	☐	税理士署名	電話番号
税理士法第33条の2の書面提出	☐		— —

	所在地	名称
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	（〒 — ）（電話番号 — — ）	
	（〒 — ）（電話番号 — — ）	

（注）　出張販売先、自動販売機等の貯蔵場所が複数あり、この用紙に記載できない場合には、適宜の様式に記載し、この用紙と併せて提出してください。

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	(西暦)年	月	日	備考	
	番号確認		身元確認			個人番号カード・通知カード・運転免許証 その他（ ）	

設例２　営業所（店舗）が複数ある場合（続き）

申　告　書　記　載　例

【さいたま店】

様式ID　NTA1VI X083010010

★

たばこ税の手持品課税納税申告書

提出先	F01	大宮	税務署長

令和 9 年 4 月 ● 日

申告者	個人番号又は法人番号	F02	●●●●●●●●●●●●	申告者の種別	小売業 ☑ ・ 卸売業 ☐	
	郵便番号	F05	●●● ― ●●●●	電話番号	F07	●●● ― ●●●● ― ●●●●
	住所	F06	東京都千代田区霞が関３－●－●			
	フリガナ	F03	カブシキガイシャ　カスミガセキショウテン	フリガナ		●● ●●
	氏名又は名称	F04	株式会社　霞が関商店	代表者氏名		●● ●●
	事務代理人			「事務代理人」欄は、事務代理人が申告書を提出する場合に記載し、別途「申告・申請等事務代理人届出書」を提出しておく必要があります。		
貯蔵場所又は販売所	郵便番号	F39	●●● ― ●●●●	電話番号	F41	●●● ― ●●●● ― ●●●●
	所在地	F40	埼玉県さいたま市大宮区●－●－●			
	名称	F38	株式会社　霞が関商店　さいたま店			
	店舗名		●●ストア　さいたま店			

次のとおり、令和 9 年 4 月 1 日現在における、たばこ税の手持品課税納税申告書
（ ☐ 期限後申告書 ・ ☐ 修正申告書 ）を提出します。

製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	1本当たりの税率	この申告書による税額（1円未満の端数切捨て）
紙巻たばこ		⑤ 4,500 本	0.5	⑬(⑤×0.5) 2,250 円
葉巻たばこ		⑥ 本		⑭(⑥×0.5) 円
パイプたばこ	① g	⑦(①×1) 本		⑮(⑦×0.5) 円
刻みたばこ	② g	⑧(②×0.5) 本		⑯(⑧×0.5) 円
加熱式たばこ		⑨ 本		⑰(⑨×0.5) 円
かみ用の製造たばこ	③ g	⑩(③×0.5) 本		⑱(⑩×0.5) 円
かぎ用の製造たばこ	④ g	⑪(④×0.5) 本		⑲(⑪×0.5) 円
所持する製造たばこの数量の合計		⑫(⑤～⑪の合計) 4,500 本	納付すべき税額（100円未満の端数切捨て）	⑳(⑬～⑲の合計) 22 00 円
この申告書が修正申告である場合		修正申告前の確定額		㉑ 00 円
		差引納付すべき税額（100円未満の端数切捨て）		㉒(⑳－㉑) 00 円

		税理士署名	電話番号
税理士法第30条の書面提出	☐		― ―
税理士法第33条の2の書面提出	☐		

	所在地	名称
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	（〒 ― ）（電話番号 ― ― ）	
	（〒 ― ）（電話番号 ― ― ）	

（注）　出張販売先、自動販売機等の貯蔵場所が複数あり、この用紙に記載できない場合には、適宜の様式に記載し、この用紙と併せて提出してください。

税務署整理欄	通信日付印の年月日		(西暦)年	月	日	備考	
		F12					
	番号確認		身元確認			個人番号カード・通知カード・運転免許証 その他（ ）	